

令和7年10月23日

自由民主党
政務調査会長 小林 鷹之 様
組織運動本部長 新藤 義孝 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会長 吉川 隆 博



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するための 看護人材の育成と安全な労働環境の整備に関する要望書

本協会は、精神保健医療福祉の現場で勤務する看護職を主な会員とする団体として、「こころの健康を通してだれもが安心して暮らせる社会づくり」をめざして活動しております。

国内では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が推進され、令和6年度診療報酬改定では精神科医療の地域移行支援の充実や、精神科救急・急性期機能の評価の見直しが進められました。また、虐待防止措置（令和6年4月施行）や人権擁護体制の整備など、精神科医療機関の質的転換が求められています。

本協会では2024年度、全国の精神科医療機関における「倫理教育推進事業」を実施し、延べ3万人を超える看護職が研修を受講しました。今後は、患者の尊厳と安全が確保される体制のもと、看護職自身の人権と安全が守られる環境整備が急務です。

精神科医療に従事する看護職として、精神障がい者をはじめ、こころの健康課題を抱えるすべての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、以下の事項を要望いたします。

記

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する看護人材の育成と確保
2. 精神科病院における看護職への暴力防止と安全確保に関する施策の強化

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する看護人材の育成と確保

精神科医療機関が地域と協働して看護人材の育成と普及に取り組めるよう、医療機関や行政機関との人事交流制度を創設し、複数の機関や職種と連携・協働できる実践力を備えた看護師を育成する体制整備を強く要望いたします。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた医療機能の分化・強化、連携の推進が求められています。その体制整備の推進にあたっては、入院医療と地域・在宅医療の連携を担う精神科看護職の育成が不可欠です。特に、在宅医療と精神科医療機関との連携、行政との協働などといった多機関・多職種連携が担える人材育成は急務といえます。しかし、現在の看護職員の不足や地域間の偏在、処遇格差等の課題により、多機関連携や地域移行支援に十分に対応できる体制が整っているとはいえません。これらの課題を踏まえ、精神科医療機関が地域と協働しながら看護人材の育成・普及を進められる仕組みの整備が必要です。

そこで、以下の点について強く要望いたします。

- ① 地域（障害福祉圏域など）の様々な施設で働いている精神科看護師を対象とした人事交流・地域派遣制度の創設を要望します。
- ② 医療機関・福祉施設・自治体間での人材交流を通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを担う専門的な看護人材（地域連携看護師）を育成するプログラム整備を求めます。
- ③ 医療関係者の確保対策に関する施策及び補助金等の対象に精神科分野の人材育成事業（研修、派遣、教育体制整備）を明確に位置付けることを要望します。

2. 精神科病院における看護職への暴力防止と安全確保に関する施策の強化

精神保健福祉法改正により精神科病院での虐待防止対策の強化が求められる中、患者と看護職双方の尊厳と安全を保障するため、暴力リスク対策について国および都道府県の施策として具体的に講じていただくことを強く要望いたします。

精神保健福祉法改正に伴い、精神科病院での虐待防止等の措置について、より一層の体制強化が求められています。私たち精神科看護職（以下、看護職）は、患者の一番身近な医療従事者として患者の安全と人権を守る使命と社会的責務を負っています。一方、以前から看護職が暴力被害を受ける実態が報告されており、ある調査では精神科病院に所属する看護職の68.7%が暴力を受けた経験があると回答しており、深刻な心理的影響を受けているといった報告があります。また、看護職が受ける暴力行為のうち「突発的・予測不能な暴力」が約79.5%を占めている結果もあり、精神科病院においては、暴力リスク対策を講じにくい性質が示唆されています。

患者と看護職双方の尊厳と人権並びに安全な環境を保障するためには、暴力リスク対策の向上を図るべきですが、現在の危険予防対策は個別の医療機関に委ねられているため、国や都道府県の施策として具体的な対策を講じていただくことを強く要望いたします。

以上